令和７年度天童市高齢者施設等物価高騰対策支援金に係る誓約・同意書

令和７年度天童市高齢者施設等物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）の交付を申請するに当たり、次の内容について誓約・同意します。

１　申請要件を全て満たしています。

２　申請内容に虚偽や不正等が判明した場合は、支援金全額の返還に応じます。

３　申請内容について、天童市が必要に応じて関係者に対する調査を行うことに同意します。また、天童市からの資料提供の依頼に対し、資料を提出します。

４　天童市が指定する期限までに申請内容の不備が解消しなかった場合や、資料が提出されなかった場合は、当該申請は取り下げられたものと天童市がみなすことに同意します。

５　支給の交付の決定後、申請の不備による振込不能等があり、申請者の責に帰すべき事由により、天童市が指定する期限までに当該不備を解消しなかった場合は、申請者が支援金の支給を受けることを辞退したものとみなし、当該支給の交付の決定を取り消すことに同意します。

６　令和７年度天童市障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金の申請状況を照合することに同意します。

７　天童市法人市民税（令和６年度）の納付状況を確認することに同意します。

８　申請者は、次のいずれにも該当せず、かつ、将来においても該当しません。

(1)　役員等（法人の役員、対象施設等の長その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であるもの

(2)　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与しているもの

(3)　役員等が自己、当該法人若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの

(4)　役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの

(5)　役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの

|  |  |
| --- | --- |
| 誓約・同意日 | 令和　　年　　月　　日 |
| 申請者法人名称 |  |
| 代表者職・氏名 |  |